

協議事項（2）

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）について

【事業評価の目的】

大崎上島町地域公共交通計画の策定にあたり、地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けることとしている。この事業評価は、本協議会において計画策定の実施状況の確認や目標達成状況の評価を行うことにより、事業が効果的、効率的に推進されることを目的とするものである。

今回の事業評価は一次評価として中国運輸局へ報告し、運輸局においては、提出された事業評価を基に二次評価を行い、必要に応じて協議会へ事業計画の見直しなどを求められることとなっている。

【事業の実施内容】

事業の計画期間である令和7年6月から現時点で実施した内容は以下のとおり。

①公共交通の現状把握

人口・社会経済指標や各公共交通の利用者数、運航経費等の基礎データや公共交通の状況を整理した。

②住民のニーズ調査・事業者意向調査

町民を対象に、公共交通に関するアンケート調査を実施。9月5日の各戸配布において3,223世帯に配布し、11月6日時点で1,091件（回収率33.9%）の回答があった。

③課題の抽出

交通事業者へのヒアリングを実施

- ・令和7年12月1日（月）10時～ 安芸津フェリー(株)
13時30分～ しまなみ海運(株)
15時～ 大三島ブルーライン(株)
- ・令和7年12月11日（木）10時50分～ 山陽商船(株)、大崎汽船(株)
14時～ さんようバス(株)

上記の事業評価を別添1、別添4の様式にて広島運輸局へ報告し、協議会においては素案の作成、内容の精査を経て計画を策定することとする。